# 障がい者を虐待から守りましょう!



### 障害者虐待防止法ってどんな法律?

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の 権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。 障がい者の安定した生活や社会参加を助けるため、 みんなで障がい者虐待の防止に取り組みましょう。

#### 障がい者虐待は以下の3種類に分かれています

- ・養護者(家族)による障がい者虐待
- ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ・使用者(事業主や同僚)による障がい者虐待

# どんなことが虐待なの?

- ・身体的虐待…障がい者の身体に暴行を加えたり、 正当な理由がなく障がい者の身体 を縛るなど身動きのとれない状態 にすること。
- ・性 的 虐 待…障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- ・心理的虐待…障がい者に対する暴言や拒絶する などの対応、不当な差別や言動に より精神的な苦痛を与えること。
- ・放棄・放任…障がい者を放置して、食事や入浴、 洗濯、排泄などの世話や介助をほ とんどせずに衰弱させること。 また、必要な福祉サービスや医療、 教育を受けさせないこと。
- ・経済的虐待…本人の同意なしに障がい者の財産 や年金、賃金などを使うこと。ま た、障がい者に理由なく金銭を与 えないこと。

# 虐待に気づいたらすみやかに通報してください

障がい者虐待に気づいた人は行政の担当窓口へ 通報する義務があります。地域ぐるみの早めの対 応や支援が虐待されている障がい者だけではなく、 虐待している家族などが抱える問題の解決にもつ ながります。

#### 通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、町職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。

■障がい者の虐待にかかわる届出や通報、支援の相談の受付先

健康福祉課福祉係 ☎86-0214

# 平成26年度の放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集しています

- ◆利用対象児童:本町の小学校在学者で、放課後の家庭での保育が困難な概ね小学校3年生までの児童(4年生以上は希望による)
- ◆登録料: 5,000円(初年度のみ徴収) ◆利用料:月額8,000円(おやつ代を含む)

		学童保育あらと保育園	鮎っ子クラブ	東根児童クラブ
実施場所		あらと保育園	白鷹町子育て支援センター内	ふれあいの里敷地内
申し込み電話番号		85-3160	87-0084	85-2200
開所時間	月~金曜日	午前10時~午後7時	午前11時~午後 7時	昼12時~午後 7時
	土曜日	午前 7時~午後7時	午前 7時~午後 7時	午前 7時30分~午後 7時
	学校代休 長期休暇	午前 7時~午後7時	午前 7時~午後 7時	午前 7時30分~午後 7時
休 所 日		第2土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	第2土曜日、日曜日、 祝日、 お盆、年末年始	第1土曜日を除く土曜日、日 曜日、お盆、祝日、年末年始

- \*利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。
- \*申込み方法等、詳しくは各児童クラブにお問い合わせください。

■問い合わせ 健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212